

# 「正当な理由」の報告について

---

平成 2 8 年 4 月 1 1 日 (月)



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# インサイダー取引等の例外（正当な理由）の報告

- 適正取引ガイドライン 2 4 頁では、「正当な理由」がある場合に限り、（ i ）インサイダー取引及び（ ii ）インサイダー情報の適時公表について例外的な取扱いを許容することとし、その場合に、その「正当な理由」を電力・ガス取引監視等委員会に報告することが適当である旨定めている（下記参照）。
- 以下では、「正当な理由」の報告について、その具体的な内容・方法等を説明する。

## インサイダー取引等に関する例外（適正取引ガイドライン 2 4 頁）

### （ i ） インサイダー 取引の例外

- ① 緊急の物理的な電力不足を補填する場合など、電力の安定供給のために、インサイダー情報の公表に先立って行うことが必要不可欠である取引
- ② インサイダー情報を知る前に締結していた契約又は決定していた計画に基づいて行われた取引
- ③ 広域機関が実施する電気事業法第 2 8 条の 4 4 に基づく指示に関する電力取引として行う場合
- ④ インサイダー情報を入手する電気事業者の内部において、実際にインサイダー情報を知る者と卸取引を行う者の間に適切な情報遮断措置（ファイアウォールの設置）が講じられている場合に、卸取引を行う者がインサイダー情報を知らされないで行った取引

### （ ii ） インサイダー 情報の適時 公表の例外

適時に公表できないことにつき正当な理由がある場合  
（例えば、大規模災害等により複数の発電ユニットが停止し、事故情報の把握や復旧操作等に人員を割く必要があり、1 時間以内の公表が実務的に困難な場合など）

## 委員会への報告内容 (i) インサイダー取引の例外

- (i) インサイダー取引の例外に該当する場合、「正当な理由」として、具体的には以下の項目について、報告様式 1 (資料 3 - 2) を活用して、電力・ガス取引監視等委員会に御連絡いただきたい。

### (i) インサイダー取引の例外に該当する場合の報告内容

- ◆ 報告事業者名
- ◆ 担当者
  - 氏名・所属部署
  - 連絡先 (電話・F A X・電子メールアドレス)
- ◆ 報告事業者の種類  
(例：発電事業者)
- ◆ インサイダー情報の内容等
  - 停止した発電ユニットの名称・認可出力・所在エリア
  - 停止の日時・(判明していれば) 復旧時期
  - (公表前にインサイダー情報の伝達を受けた場合) 情報の伝達を受けた相手・その理由
- ◆ インサイダー取引の内容
  - 取引内容 (売買形態 (取引所・相対契約の別)、取引所取引の場合は取引市場・受渡しの時間帯・入札日時、相対契約の場合は相手方・受渡しの時間帯・売買数量・売買価格・売買日時)
- ◆ 上記インサイダー取引に係る正当な理由  
適正取引ガイドライン 2 4 頁に記載の正当な理由の種類のうち、いずれに該当するか等

## 委員会への報告内容 (ii) インサイダー情報の適時公表の例外

- (ii) インサイダー情報の適時公表の例外に該当する場合、「正当な理由」として、具体的には以下の項目について、報告様式2（資料3-3）を活用して、電力・ガス取引監視等委員会に御連絡いただきたい。

### (ii) インサイダー情報の適時公表の例外に該当する場合の報告内容

- ◆ 報告事業者名
- ◆ 担当者
  - 氏名・所属部署
  - 連絡先（電話・FAX・電子メールアドレス）
- ◆ インサイダー情報の内容等
  - 停止した発電ユニットの名称・認可出力・所在エリア
  - 停止の日時・（判明していれば）復旧時期
- ◆ 例外の対象となる公表の種類  
（例：計画外停止に関する速報）
- ◆ 実際の公表日時
- ◆ 正当な理由  
適時に公表することができなかった具体的な理由

# 一括した報告

- (i) インサイダー取引の例外に係る報告に関しては、過度の手續コストの発生を避けるため、密接に関連する一連の取引（具体例は以下のとおり。）については、一括して御報告いただきたい。

## 具体例

- あるインサイダー情報を知った後に、その公表前に、緊急の物理的な電力不足を補填するために行った複数の取引
- 社内にファイアウォールを設置している場合に、あるインサイダー情報の公表前に行った複数の取引

# 報告の方法

- 「正当な理由」の報告は、以下の連絡先に、F A X・電子メールのいずれかの方法により行う。なお、原則として、受信確認の返信等を行わないので、送信記録については、各事業者において必要に応じ適切に保存していただきたい。
- F A Xの場合、報告様式 1 又は 2 のみを送付すれば足り、送付状等は不要。
- 電子メールの場合、件名には、可能であれば、「停止日・停止発電所・ユニット名」（平成●年●月●日・●発電所・●号機）を記載していただきたい。
- 電子メールの場合、報告様式 1 又は 2 に必要事項を記入したファイル（Word・PDFいずれでも構わない。）を添付して送付すれば足り、本文を記載する必要はない。

## 「正当な理由」の報告先

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課 卸取引監視室

F A X : 0 3 - 3 5 0 1 - 1 5 6 8

電子メールアドレス：      (報告様式 1 の場合)      insider-trading-○-meti.go.jp  
                                  (報告様式 2 の場合)      insider-delay-○-meti.go.jp

(迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-○-」としている。電子メール送信の際には、「@」に置き換えて利用していただきたい。)